

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和5年12月7日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会計管理者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齡福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁
庶務議事課長	飯田	晴男
庶務議事課長補佐	宮田	修
庶務議事課主査	椎名	紗央里

令和5年第4回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和5年12月7日(木)午前10時開議

- 日程第 1. 一般質問
- 日程第 2. 議案第67号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第68号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第69号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第70号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第71号 令和5年度牛久市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 7. 議案第72号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8. 議案第73号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9. 議案第74号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10. 議案第75号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11. 意見書案第6号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について
- 日程第12. 意見書案第7号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について
- 日程第13. 意見書案第8号 イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書の提出について
- 日程第14. 議案第76号 令和5年度牛久市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15. 議員提出議案第7号 牛久市太陽光発電の適正な設置及び管理に関する条例について
- 日程第16. 意見書案第9号 運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出について
- 日程第17. 議案第77号 牛久市教育長の任命について
- 日程第18. 休会の件

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

ここで、5番池辺己実夫議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。5番池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 昨日の私の一般質問の中で、不適切な発言で、私の部分を俺とか言ってしまったので、その部分に関して、もうライブ配信はされているんですが、議事録のほうは、ぜひ私に変えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 日程第1、一般質問を行います。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、18番須藤京子議員。

〔18番須藤京子議員登壇〕

○18番 須藤京子 議員 おはようございます。市民クラブの須藤京子でございます。通告に従いまして、一問一答方式で質問してまいります。今回は大きく2つの質問でございますが、ともに福祉の問題を取り上げました。

まずは、重層的支援体制整備事業の推進についてであります。

この問題につきましては、令和2年第3回定例会で同僚議員が取り上げ、牛久市の本事業に対する見解をただし、事業の実施は令和5年度以降と答弁を引き出されました。その一般質問から3年余り、事業実施を目指すとしていた令和5年度も半ばを過ぎたことから、改めて本事業について伺うものであります。

これまでの日本の社会保障制度では、生活保護、高齢者介護、障害者福祉、児童福祉など、属性別、対象別のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてまいりました。しかし、1つの世帯に複数の課題が存在している状況や世帯全体が孤立している状態など、現在の住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制ではケアし切れないケースが浮上してまいりました。

そうした背景を受け、社会福祉法が改正され、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築、実践できる仕組みとして重層的支援体制整備事業が創設されました。地域共生社会の実現に向けた効果的な事業として、市町村はその役割を果たすべきと考えております。他方で、地域では新たな共同体としての活動が生まれ、コミュニティーの広がりも出てきていることから、こうした流れも踏まえ、社会の変化に伴って生じている課題と、これからの可能性の両方に目を向けた上で、重層的支援体制整備事業が打ち出されてまいりました。

また、財源としては、従来、分野ごとに行われていた相談支援や地域づくりに係る補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助金を加えて、一体的に執行できるよう重層的支援体制整備事業交付金として交付されることにもなりました。

私は、こうした地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に向けた取組については大いに期待をするものであります。

それでは質問をしてみたいです。

本事業は、市町村が地域住民の複合、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、3つの柱が立てられております。

まず、3本柱の中で大きな役割を果たすのが、属性を問わない相談支援の構築です。しかしながら、この事業は新たな窓口をつくることではないと言われ、各分野の基幹的役割を担っている相談支援事業所が相互に連携する体制をつくることにあります。地域包括支援センター、障害者相談支援、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立支援事業などの連携、協働により、一体的な支援を行っていくこととなります。

こうした体制をつくっていくのは、保健福祉部がやろうとすれば、もちろんできるものであります。これまでの体制で言えば、各課にまたがる困難事例は、個別に対応してきたものだと推察いたしますが、重層が構築された後にはどうなっていくのかも含め、現状はいかがでありましようか。

また、包括的相談支援体制に新たな機能として、4号、5号、6号事業であるアウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関共同事業、支援プランの作成を加えながら、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、相談を受け止める体制づくりが求められます。

これらを、どこがどう事業を推進していくのか、お聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和2年に社会福祉法の一部を改正する法律が施行され事業が創設されました。事業の概要は、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な相談体制の構築、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する内容となっております。県内では、古河市、東海村、土浦市、那珂市が事業を実施しております。

現在、市の相談体制ですが様々な課題を抱える方に対する相談支援は、高齢者、障害者、子供、生活困窮者等の担当課が相談を受け、相談内容により担当課がまたがる際は、関係各課・機関と連携し、必要に応じてケース会議を開催し、支援を実施しております。

各法律に基づく対象者別の相談支援体制としては、高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを市社協及び社会福祉法人博慈会に委託しております。また、障害者の相談窓口として、障害者相談支援事業所エール、生活困窮の相談窓口として自立相談支援事業をそれぞれ市社協に委託しております。さらに、妊娠期から子育て中の相談支援といたしまして、今年6月1日に、子ども家庭総合支援拠点を保健センター内に設置し、子育て世代包括支援センターすまいると連携強化を図り相談を受けております。

このような相談体制の中で複合課題を抱えるケース等については、関係機関が連携し、対応し

ている状況です。

重層的支援体制整備事業における相談支援体制と現状との異なる点といたしましては、現状は、分野別に基幹的役割を担っている各相談機関が相互に連携し、必要に応じてケース会議を開催していますが、重層的支援体制においては、連携の必要なケースの洗い出しや定期的な支援会議など、年間を通じたスケジュール管理の下、事業を展開し、関係機関の包括的な支援体制を構築することであると認識しております。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 現在も各分野別の相談体制、それぞれの課でいろいろな形で行われていると思っております。そして、それらの複合課題、それぞれの課にまたがるような複合課題については、関係機関が連携して対応しているというようなお話でございました。

しかしながら現在の状況の中で、これらが対応し切れていないケースも生じているのではないかと考えております。そもそも、現在、各分野のケース会議も以前のように開催されてはいない状況かと思われまます。市民の困り事は、ケース会議の中で対応について検討が図られることから考えれば、この点は看過できないと考えますが、現在のこの相談支援体制はどうなっているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 各分野のケース会議の開催状況ですが、昨年度の実績は児童福祉分野において、要保護児童対策地域協議会個別支援会議を16回開催し、児童相談所や学校、保育園など、児童やその家庭に関わる関係機関が個別支援を検討し、うち5回の会議に障害福祉部門の担当課、障害者相談支援事業所の関係機関が参加いたしました。高齢者、障害者分野においては、認知症の親、統合失調症の息子の世帯などの複合・複雑化した課題のある世帯についてケース会議を2回開催し、関係機関と情報共有や支援方針を検討しております。

このほか、権利擁護に関する支援会議を13回、生活困窮者に対する支援調整会議を12回開催しております。また、コロナ禍においては、参集することが困難なことから、Zoom等を活用して可能な限り関係機関が連携し、各ケース会議を開催いたしました。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 私の知り合いの中でも福祉関係の方々がいらっしゃいますが、そうした方々の思いとしては個別会議のケース、これでなかなか前に進まない、そういうことによってこの重層に期待を寄せるといような考えをお持ちの方が数多くいらっしゃるわけですが、やはり現在この状況ができていない中では、それぞれの分野別のケース会議の充実、それぞれの会議の充実をお願いを申し上げたいと思います。

それでは次に、社会とのつながりをつくるためインフォーマルな地域資源の活用も含めた支援を行う参加支援事業についてであります。

これも障害者や生活困窮者等へのサービス提供はあるのですが、厚労省が示しているように、対象者をひきこもり等として捉えるならば、本人の周辺からの丁寧な相談から始まり、本人へのアプローチ、ニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューの創出、本人への定着支援と受

入先の支援を行うなど、社会参加に向けたサービスの提供を考えていかなければなりません。

イベントなどへの参加も含めた社会の様々な社会資源の発掘、民間団体、事業者との協力なども必要とならしましょう。こうした支援についてはどう考えておられるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 ひきこもり等、社会につながりにくい対象者の支援につきましては、制度のはざまにあり、既存のサービスがないことが現状でございます。

現在の市の取組といたしましては、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業を市社協に委託し、就労準備支援カフェを毎週開催し、働くことに悩みを抱えている方の就労相談や家族以外との関わりが少ない、ひきこもり状態にある方の交流の場として提供しております。

昨年度は48回開催し、延べ203名の参加がございました。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 この問題に関しては、これまでの枠組みで考えていくと、なかなか先が見えないと思われまます。先進自治体の事例を参考に具体策を検討していただきたいと思っております。

それでは、3本目の柱である地域づくり事業についてであります。これがある意味、重層の肝となるのではないかと考えるものであります。

地域共生社会を実現するため、地域で活躍する住民やNPO法人、農業や商工観光など福祉分野以外とも連携を重ね、ネットワーク化を進めていかなければなりません。これは極めて重要でありながらも、なかなか難しい問題と言えらと思っております。

地域づくり事業では、この事業を通じて住民同士のケア、支え合う関係を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生、深刻化の防止を目指すとされております。住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所づくりやケア、支え合える関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネートを行うものとなっております。対象者ごとの支援を世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保を図るものでもあります。

こうした他分野をまたぐ関係性を構築していくには情報が共有できるプラットフォームの形成が必要と思われまます。また、協働の中核となる組織体も必要となってくるでしょう。これまでの対象別の相談支援体制と重層での取組の違い、現在の対応、流れの相違点、これまで協議してきた点などについて、御答弁をお願いします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 地域づくり事業についてですが、現状での市の取組は事業分野別に法に基づき実施しております。介護分野における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、障害分野における地域活動支援センター事業、子供分野における地域子育て支援拠点事業、そのほか生活困窮者支援等のための地域づくり事業を実施しております。

世代や属性を超えて地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための地域づくりにつきましては、各分野において制度のはざまにいらっしゃる方の支援には何が必要なのか課題を整理し、既存事業の見直しや牛久市地域福祉計画、市社協が作成する地域福祉活動計画に方向性を盛り込

み、NPOをはじめとする民間事業者との連携体制の構築を図っていききたいと存じます。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 御答弁の中に既存の事業の見直しを図るとのことと、現在も牛久市地域福祉計画、それから社協の作成する地域福祉活動計画の中で、この共生社会の実現に向けた取組というのが行われているということは存じております。ただ、これが本当に地域共生社会の実現に向けたその取組になっているのかどうか。ある意味で、御答弁にありましたような、いろんな機関との連携、これが重要ではないかというふうに私は考えているところであります。

この地域との連携がきちんとできるかどうか、これがこの重層にも当てはまると考え、絵に描いた餅、紙の上の計画になってしまうのかどうか、実はここにあるのではないかと。現場を担当課、担当部署が分かっているのかどうかということにかかっているのではないかと考えているところです。

牛久市には御存じのように、多くの支援を広げる機関として民生委員さんをはじめ、社協、そして多くの社会福祉法人、そうした団体だけではなくてNPO法人、社団法人、株式会社など様々な形態でこうした活動をしてしておりますが、これらの現場、担当課は見学あるいは視察、こうしたことを行っていらっしゃるのでしょうか。私の知っている団体でも、活動の実態を見てほしいんだと。そしてそういう現場の声を、実際の計画の中、事業立案の中に生かして反映してほしいんだ、そういう声が前々から数多く上がっております。

こうした点については、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 保健福祉部の各分野における事業におきまして、新規参入をした各種法人をはじめ、団体等の活動内容を視察した実績といたしましては、市内で初めて子ども食堂を開設した団体へ活動内容を把握するための視察を行い、参加者やスタッフから直接お話を聞かせていただいた事例がございます。

また、市が指定権者である、介護・障害福祉サービス等の新規開設事業者には、開設時や実地指導時にサービス内容を確認しております。県が指定権者であるサービス事業者につきましては、県が行う実地指導に同行しサービス内容を確認している状況でございます。

しかしながら様々な活動を行う各種の団体等の数や活動内容については、詳細に把握できていない現状でありますことから、市社協等を通じて把握に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 御答弁いただきましたが、この地域づくり、これがこの重層の中での一番大きな鍵になってくるだろうと私は思っているところです。民間の、これまで既存の事業体として頑張ってきた市社協なども含めて、今、数多くのいろいろな事業所なり、そうした団体があると。それ全て分かっているわけではない。確かにそうだろうというふうに思います。でも、これを進めなければ、その地域共生社会というのは実現できないんです。市民レベルの問題でも一方であるわけです。制度だけつくっていいということではないわけですから。そうしますと、こういうことをどこまで行政として知っているのかということが、何度も申し上げるように重要

になってくるといふふうに思っております。

そこで市長にちょっとお伺いしたいんですけども、お伺いしたいというか、お願いしたいということになるんだと思うんですけども、市長は県議会のときにケアラー、ヤングケアラー条例をつくるという自民党県議団のプロジェクトチームにも入って、こうした福祉のところで、現場で、家庭で、地域で困っている方の声を聞きつつ、それを支えているところも視察なり、見学なりされたというようなことを伺っておりますけれども、こうした方々の声を聞くという、どういう団体をどういふふうを集めるのかというのは大変難しい問題ではあると思うんですけども、そういうような、その実態を知るといふ意味で、そうした情報が共有でき、プラットフォーム化ができ、体制ができるような状況の中で、市長がこういうところに出て皆さんの声を聞くということをやっぴやっていたらいいというふうには思いますが、こういう現場の声を聞くということについての市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 須藤議員の再質問にお答えいたします。

私はそのケアラー条例に携わっていたときに、これまで個々に活動されていた団体や、あとは民間事業者含めて、つくる段階で1回政務調査会という勉強会がありまして、そこにその団体の方々が来ていただいて意見を聴取するといった機会がございました。そのときに、終わった後にその団体の皆様から何を言われたかといいますと、要はその団体同士の横のつながりというのが、これまたないといったことで、そこに要は勉強会と言いつつも、そこに一堂に会してその団体同士での意見交換ができたといったことが非常に貴重であったといった意見は聞いております。これまで個々に活動されてきた団体、それが要は線として結びつくといった情報の共有といったことも、やっぱり最終的には福祉の向上になるのかなというふうにも思っておりますし、やっぱり団体さんの要はつながりというのは、役所での行ったり来たりで終わってしまうといったことにもなりますので、そういった機会があれば、それは前向きに検討をするべきであろうというふうには思っております。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 まさに私が申し上げたいところを市長、カバーしておっしゃっていただいちゃったかなというふうに思った次第です。市長がおっしゃっておられたように、役所は対あるNPO団体であったり、福祉団体であったり、事業所さんであったり、そうしたところとの関わりはできるんですね。ただ、そういう団体が連携するというのがこの地域共生社会の実現の中では大変重要になっている。うちの団体はこれが弱いけれど、そちらの団体のこういうと合わせれば、今困っているうちの利用者さんの、これの解決につながるねというところに持っていけるわけですね。これがインフォーマルでもできるというような意味でいう、これがこの計画をつくっていく中でも、それから重層の仕組みをつくっていく中でも繰り広げられたら、やはり牛久は、きめ細やかなとか、市民の声が届きやすい福祉のまちづくりができるのかなというふうには思っております。それぞれの団体さんにも、私が知っているような団体さんにも声かけしながら、そうした連携ができるような体制を民間レベルでもつくっていただけるように、そ

してその場には執行部も入り、市長にも入っていただき、その生の声を聞いて何が問題であるのか、ケース会議では来ない、未然の段階で防ぐようなものもここには上がってくるかもしれないですね。そうすると経費の削減、ひいては経費の削減につながるわけですから、そういうような意味でこれは重要だと思っておりますので、市長におかれてもよろしく、こうしたことが必要な時期のときにはお願いをしたいと思います。

それでは、次の重層的支援体制整備事業を推進していくために、欠くことのできない職員体制及び多くの機関とのネットワークの強化に向けた取組についてを質問いたします。

重層の事業は、これまでの対象者への支援とは何が違うのか。改めて述べさせていただきますが、断らない包摂的な支援体制を構築するものであり、新しい窓口をつくるものではないというものであります。そしてそれは全ての住民を対象に既存の支援機関を生かしてつくるものであり、連携体制の構築に必要な協働の中核、継続的な伴走支援、参加支援の機能を強化していくものでもあります。これまでも、それぞれの制度の中で1つの部署で解決できない問題は、個々に他の課との連携、他機関との協力で解決に当たってこられたことは、先ほどの答弁の中にもございました。

これまでの縦割り行政で構築された市役所組織の中で、中心的な役割を果たすのは社会福祉課と考えるところではありますが、これとてもそれぞれの制度の中での連携であり、重層が取り組む新たな対象者へのアプローチは、なかなか大変なことだと思われまます。

地域づくりで協働などを担うのは別の組織になるかもしれませんが、それにしてもこれまでの職員体制で推進していくのは大変難しく、強化すべきであると考えられるものであります。人員を増強し、民間の事業所、社会福祉法人等とのフレキシブルな取組がなされるような構造に変えていかなければならないと思われまます。この点についての御見解をお聞きいたします。

また、本事業の財政措置は、これまでの交付金の流れが変わってくるものがあります。各分野の垣根を越えて支援しやすくなると思いますが、財政措置が変わることでの影響はどのようなものがあるのでしょうか。国の示した制度設計は、ややもすると財源は見せかけで地方に丸投げの構造となりがちのようにも思われまます。この点をどのように見込んでいるのかも含め御答弁をいただきたいと思われまます。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 須藤議員の質問にお答えいたします。

重層的支援体制整備事業の実施体制に向けては、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職の確保や福祉部門における組織体制の構築、執務室や相談室の確保、民間への委託内容など多くの解決すべき課題がございます。

また、事業実施における財源につきましては、既存の高齢分野の地域支援事業交付金、障害分野の地域生活支援事業費等補助金、子育て分野の子ども・子育て支援交付金、生活困窮分野の生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金などに加えて、重層的支援体制整備事業補助金の5つの分野の交付金が一体化し、一括して交付されることとなります。

交付金が一本化することで事務手続は軽減されると予想されますが、財源においては国の予算

額により影響されること及び既存の交付金、補助金における市の負担割合は事業実施後も変わらないことから、事業実施に向けた財源確保につきましても課題があると認識しております。

様々な課題の中でも、専門職等の人材確保が一番の課題であるため、現状においては、現体制のまま関連スタッフの質の向上に努め、対象者のニーズに応えられるよう、また、市民サービスが不利益にならないよう各課、各事業の連携強化に努めてまいります。

一方で、重層的支援体制整備事業実施も視野に入れ、先進地や国の動向を注視してまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 重層的支援体制整備事業について細かく質問をいたしました。

一昨日の同僚議員の一般質問で、身寄りのない高齢者の日常生活支援について取り上げられ、これらは重層での対応となる事例だなど改めて考えました。ただ、御答弁いただいた内容では、なかなかこの重層的な考えでの制度設計、これは難しいなというふうに理解をいたしました。

では、現状の体制のまま連携をどう強化していくのか。困難事例であればあるほど問題を押しつけ合って行き場をなくす市民が出ないよう、きちんとした対応をお願いをしたいと思います。市民の命を守る福祉の現場は苛酷です。市民と向き合うのも、時に心が折れそうになることもあります。でも、電話を切ってしまったら、相談を打ち切ってしまったら、それでは仕事を放棄したことになってしまいます。市民対応の最前線では、時に資格のある専門職より経験豊富な会計年度職員の対応が勝る場合もあるでしょう。そういうことも含めて、どうか市民の声をよく聞き、また、一方で福祉にも一定のルールがあるということも納得していただけるよう、言葉を尽くすことも忘れずに職務に当たっていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それでは、2番目の質問に移ります。

質問は、障がいのある子どもたちが健やかに成長・発達するための体制整備についてであります。

私は、これまでも度々療育に関する問題を取り上げてまいりましたが、昨今は、これまでの療育の提供体制に新たな流れが加わってまいりました。それは平成24年の児童福祉法の改正により、障害のある子供への福祉サービスの提供が学齢期にも広がったことに由来し、放課後等デイサービスを提供する事業所が相次いで開設され、児童発達支援事業も提供するようになり、変化が生まれてきたと思っております。

そこで、初めに市の早期発見、療育支援の取組と変化、充実してきた支援体制との連携について、これまでの取組を確認していきたいと思っております。

1点目は、市の早期発見と相談体制におけるこども発達支援センターのぞみ園の役割と連携についてであります。

牛久市は、乳幼児健診時や子育て世代包括支援センターで子供の発達に関する相談を行っており、適切な支援につながるよう体制を整えております。そのほか、こども発達支援センターのぞみ園が就学前までのお子さんの発達や子育てをサポートしております。このこども発達支援センターのぞみ園は、市が心身に発達の遅れがあると認められる児童及びその保護者に対し、通所に

よる療育等を行うために設置し、条例の定めに従って牛久市社会福祉協議会が指定管理者の指定を受け、運営に当たっております。療育の目的は、障害のある子供の発達を促し、日常生活や社会生活を円滑に過ごせるようにすることです。これまでのぞみ園が果たしてきた役割と就学期までつないでいくための幼保小連携をはじめとする様々な機関との連携をどう行ってきたのかお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 こども発達支援センターのぞみ園では、通所利用の障害児やその家族に対する療育指導・家族支援のほか、子供の成長を支援する各課と連携し、療育につながる以前の相談や子供に携わるスタッフの指導に至るまで、幅広く専門性を生かした事業展開を行っております。

令和4年度の連携状況ですが、幼稚園・保育園等の訪問支援として、延べ108人、保育士研修会への協力が延べ3回、健康づくり推進課との連携で教室運営支援36回、療育相談として延べ10人、教育委員会との連携として巡回相談への協力が25回等の実績がございます。

ほかの課と円滑な連携を図ることのメリットにつきましては、該当児童に関する様々な課題に、課の垣根を越えて対応でき、包括的、継続的な支援が行えることと、関連するスタッフのスキルアップにもつながっており、子供たちが生活するあらゆる場面においての支援の質の向上につながっていると考えております。今後もきめ細かな支援を行い、よりよい療育につながるように努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 それでは次に、児童発達支援事業所・相談支援事業所開設による変化と連携についてを質問いたします。

牛久市でも、先ほども申し上げましたが、最近は児童発達支援や放課後等デイサービスを提供する事業所が増えてまいりました。こうした支援を行う事業所があちこちに開設され、保護者の判断により、それぞれの事業所で様々な手法により提供されているサービスを選択できることは嬉しいものだと思っております。これまで、のぞみ園での通所事業だけでは十分と言えなかった量の確保ができるということは、子供にとっても有用であると思われれます。

しかしながら、これまでの乳幼児健診からのぞみ園を中心とする療育相談・支援から就学相談・就学支援へとつながっていた一連の流れが3歳児健診以降、初めて就学時健康診断につながるという状況も生まれてまいりました。この間に見逃されてしまったり、適切な療育につながらなかつたりという状況が起きてはこないかと私は懸念しております。様々な事業所が開設される中、支援を必要としている子供に適切なサービスが提供できているのか、それをどうやったら確認できるのだろうかと考えているのであります。

現在、のぞみ園では、事業所から療育に関する相談があった場合は丁寧な聞き取りをし、助言をしているとのことでありました。現在の児童発達支援事業所の運営上の相談や助言は、市のほうにも届いているのでしょうか。また、今後、児童発達支援センターが開設された場合、各事業所との連携は取りやすくなるのでしょうか伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 牛久市での児童発達支援事業所の数は、令和5年9月30日現在で12か所となっており、児童は様々な事業所で療育を受けております。市には、各事業所への指導権限がないため、のぞみ園以外の詳細な支援体制は把握しておりません。しかしながら、のぞみ園で療育を受けていない児童であっても、何らかの形で児童に課題があると把握した場合、担当課を中心にほかの課と連携を取り、家庭や保育園を訪問し、必要な助言を行うなど、よりよい療育が受けられるよう努めております。

一方、児童発達支援センターは、地域の中核的な療育支援施設として位置づけられているため、センターの役割として、専門機能を生かした地域の障害児やその家族への相談や他の事業所等への援助・助言も含まれております。したがって、児童発達支援センターが開設された場合は、事業所への助言や情報共有など事業所間の連携も進み、児童にとってよりよい環境に結びついていくものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 私はこれまでの中で、保健教育、その当時は教育保健福祉常任委員会でしたけれども、その委員長が就学、小学校に入学する際の就学支援委員会、こういうものに参加していたときがございます。この中では子供の発達を見ている、そうした事業所の代表として社会福祉協議会が参加しておりました。そして、もちろん学校の先生方が発達に心配があるような子供たちの就学、どういう学校がその子にとってふさわしいのか、こういうことを丁寧に聞き取りながら、その子にとって一番大事な就学という機会を、その子にふさわしい学校としてどういうふうを選定していくのかというところを大変きめ細やかにやっていたなというふうに記憶しております。

他の事業所さんが悪いと言っているわけではありません。ですが、そうした就学支援の段階になったときに、全部の事業所を網羅して、そうしたそれぞれのお子さんがどのような療育を行ってきたのかというようなことを聞く機会がないわけですので、やはり今の現状の中では、こうした児童発達支援センターなりで積極的にそういった点も含めて、その事業所の指導がどのように行われているのか、幼保小の連携、そういったところにより一層努めていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に児童発達支援センターの開設に向けた取り組みについて3点質問してまいります。

まずは、施設整備の検討状況についてであります。

この問題も、本年第2回定例会で私は質問しております。その際、御答弁では「障害のある児童の早期発見、早期療育及び保護者の負担軽減を図る目的から、包括的な療育の場としての児童発達支援センターの設置は必要かつ重要であると認識しております。設置に向けて平成30年度より、これまで幾つかの設置候補地について設計や設備基準、人員の確保等、様々な事項の検討を各関係機関等と協議してまいりましたが、現状では設置候補地が選定できていないことから、整備時期については明確にお答えすることができない状況です。しかしながら、今後も設置に向

けた設置候補地の選定、必要な人員等の確保など関係機関との協議を継続してまいります」とのことでありました。設置候補地の選定ができない状況が平成30年度以降、もう5年近くたっても解決されずにいるということは一体どういうことでしょうか。市長も交代されたこともあり、そろそろ最終候補地を選定していただいてもいい頃ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

第2期障害児福祉計画には、障害児支援の提供体制の整備等で令和5年度に児童発達支援センター1か所を設置することを計画で示しております。このことから、本事業の推進は急務であることは明らかであります。牛久市では、かつて小学校の余裕教室を社会福祉協議会の運営する保育園として整備した実績もあります。こうしたことから鑑みても、既存の施設跡地の中には小児を対象として使用されてきた施設で改修等の整備費も抑えられるような箇所もあるのではないかと思います。施設整備の検討状況についての御答弁をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 児童発達支援センター設置に向けては、これまで幾つかの候補地の検討を行ってまいりましたが、設備基準条件を満たさなかった経緯がございます。現在も候補となる場所について現場の確認等を行っているところです。

御質問の中で小児向け施設という部分もございましたけれども、とりわけ第二幼稚園跡地の利活用につきましては、先日の市議会議員全員協議会でも、閉園後の利活用については現段階では教育委員会においてどのようにしていくかを検討している状況で、その後は市全体で検討していくことになる旨の回答を申し上げておまして、既存施設跡地の利活用も含め考えていかななくてはならないということは認識しております。

今後も引き続き、既存施設跡地等の利活用を含めた設置候補地の選定を継続してまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 御答弁の中に、今議会、議案として上がっておりますけれども、牛久第二幼稚園、これが統合されたことによって、今は空き施設というか、あそこの施設は閉館された状況になっているということで、そうしたことも候補地として挙がっているのかなあというふうにも思いました。私も、小児の施設として改修等で一番経費がかからないではないかなというふうに個人的には思うところではありますが、こうした点も踏まえて、いよいよもう計画にも令和5年度に設置するというふうにもうたわれていることでもありますので、少なくとも最終候補地については選定をお願いをしたいというふうに思います。

それでは次に、児童発達支援センターの事業内容について、どのように検討されているのかをお聞きいたします。

これまでは、児童発達支援センターの設置を訴えるばかりでございましたが、その業務内容も押さえていかなければならないと思っております。同センターがのぞみ園のように指定管理者により管理運営するという前提に立つのであれば、指定管理者には条例の定めにある業務の範囲内であれば、かなりの裁量権も与えられていることから、指定管理者による提案も期待されるところであります。

近年、課題となっている重症心身障害児や医療的ケア児への支援についても当然考えていかなければならないでしょう。市としては、新たに児童発達支援センター設置及び管理に関する条例を制定することになると思われませんが、のぞみ園をアップデートしていくのか、バージョンアップしていくのか、どのような形態で事業を展開していこうとしているのか、お聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 児童発達支援事業所と児童発達支援センターの違いですが、共通する部分といたしまして、身近な地域における通所支援機能を持ち、通所する児童への療育やその家族に対する支援を行っていきます。

その上で児童発達支援センターには、地域の障害児や家族への相談、障害児を預かる施設への援助等が追加されます。

市で児童発達支援センター事業を行うに当たっては、施設が有する専門機能を生かし、地域の障害児やその家族への相談の強化、個別指導枠の増設、単独通園部門の設置、給食提供などニーズに応じた支援の充実、送迎対応、他事業所との連携強化などの事業を検討しており、地域の中核的な療育支援施設としての役割を果たしてまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 ただいまの御答弁では、児童発達支援センターはどうやらのぞみ園のアップデート以上の事業提供も行われるようであります。そうすると、そうした事業提供ができる施設整備が必須ということになります。それは御答弁の中でもおっしゃっておられます。

先ほどの御答弁の中でも既存の施設跡地等の利活用を含めた選定を今後とも行っていくということでしたが、事業内容に照らし合わせれば、おのずと既存施設跡地も絞られてくるのではないかと思います。くどいようでございますが、そろそろ結論を出していただけないでしょうか。

それでは、最後に事業推進に不可欠な人材確保に向けた支援について質問いたします。

これは、同センターの管理運営をどういう形態で実施していくかによっても変わってまいります。現在ののぞみ園の管理運営を念頭に置いても業務は拡大してまいります。重心や医ケアの子供たちの受入れも可能となるようであれば、当然、新たな人材確保は必須となります。

また、きめ細やかなサービス提供を行おうとするならば、設置基準の人員をクリアすればよいということでもありません。人材確保は当然、管理運営に当たる法人がその責務を負うこととなりますが、昨今の福祉人材の確保が厳しい状況に置かれていることは御承知のとおりであります。

そうした状況に鑑みれば、予算措置はある程度そうした点を考慮した上で検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 児童発達支援センターの開設に当たりましては、専門的人材の確保が非常に重要な課題であると認識しております。

きめ細やかな指導を行う上で、定数以上の人材確保は極めて有効であると考えますが、事業の提供を最優先に、まずは利用定員数に必要な最低限の人員基準を満たしていくための確保策を関

係機関と連携し検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 児童発達支援センターの設置、開設については、同僚議員もこれまでも何度も一般質問等で取り上げていらっしゃいます。それだけ関心があるということでもございます。新たな児童発達支援センターでは、重度心身障害児や医療的ケア児等への支援などで療育の新たなニーズに対応する意味でも早期開設が望まれるものであります。平成30年以降の小田原評定から抜け出して、開設に向けた取組をぜひ前進させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、18番須藤京子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時05分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番出澤 大議員。

〔12番出澤 大議員登壇〕

○12番 出澤 大 議員 皆様、改めましてこんにちは。れいわ新選組市民クラブの出澤 大です。

今回、私の一般質問については、先日行われました議会報告会に参加してくださった方からのいただいた質問を参考にさせていただき質問を構成しました。

また、6月、10月の定例会や本定例会を通じ、同僚議員の様々な質問や提案に対して、財源がという御答弁が多いと感じております。もちろん財源の裏づけは必ず必要なことですので、よって私は基金や市債など、また税収についての質問をさせていただきたいと思っております。

それでは通告に従って、大枠5つの質問を行います。執行部の皆様、よろしくお願いたします。

まず、大枠の1番目。基金について伺ってまいります。

本市において積み立てている全ての基金の項目とその目的や用途について伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 本市の基金につきましては、令和元年度に基金の再編を行いまして、現在は一般会計、特別会計及び事業会計と合わせ16項目となっております。

基金の目的及び用途につきましては、財政調整基金は年度間の財政の調整、市財政の健全な運営のために設置され、災害により生じた減収や財政の調整等に必要な場合に取崩しを行うことができます。

減債基金につきましては、市債の償還及び市債の適正管理に必要な財源の確保のために設置さ

れ、繰上償還等を含め、市債の償還財源として取崩しを行うことができます。

地域福祉基金につきましては、地域における福祉の推進及び民間福祉活動に対する助成等のために設置され、当該設置目的のために活用する場合に限り、取崩しを行うことができます。

スポーツ振興基金につきましては、スポーツの振興・育成を図るために設置され、スポーツ振興奨励金及びスポーツ振興表彰報償金に対し、基金の運用から生ずる収益のみ活用することができる果実運用基金となっております。

借地取得基金につきましては、公の施設等の借地取得のために設置され、借地取得の財源として取崩しを行うことができます。

国民健康保険支払準備基金につきましては、国民健康保険事業費納付金の納付の円滑化及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営のために設置され、保健事業の費用に活用する場合や制度改正、税率等の変更など、国民健康保険税の額の予期せぬ増加に対する納税義務者の負担軽減のための施策等に伴い、国民健康保険税の収納額に不足が生じる場合などに限り、取崩しを行うことができます。

青果市場事業特別会計財政調整基金につきましては、牛久市営青果市場特別会計の年度間の財政の調整を行い、健全な運営のために設置され、青果市場の修繕及び拡張や、財政の調整等に必要な場合に取崩しを行うことができます。

奨学基金につきましては、市内の児童及び生徒の育成を図るために設置され、奨学金の給付に限り、取崩しを行うことができます。

介護保険給付費準備基金につきましては、介護保険の介護報酬の支払いの円滑化を図り、財政の健全な運営のために設置され、介護給付及び予防給付に要する費用等に対し、取崩しを行うことができます。

文化芸術振興基金につきましては、文化及び芸術の振興のために設置され、当該設置目的のために活用する場合に限り、取崩しを行うことができます。

企業誘致事業等推進基金につきましては、市内における工業用地整備の進展及び企業誘致の伸展を図ることを目的とした事業及び活動に際して、資金供給と資金の調達を行うこと並びに当該事業等により生じた資金を企業誘致関連事業及び市民生活環境整備事業に用いるために設置され、立地する企業のための工業用地の整備及び牛久市企業誘致条例に基づく奨励金の交付等に対し、取崩しを行うことができます。

ふるさと基金につきましては、寄附者から収受した寄附金を適正に管理し及び有効に運用するため設置され、ふるさと牛久応援寄附条例第2条に定める事業に活用する場合に限り、取崩しを行うことができます。

森林環境譲与税基金につきましては、間伐、人材の育成及び担い手の確保並びに木材利用の促進及び普及啓発等、森林整備及びその促進のために設置され、当該設置目的のために活用する場合に限り、取崩しを行うことができます。

公共施設等総合管理基金につきましては、公共施設等の計画的な保全及び更新等のために必要な財源の確保のために設置され、当該設置目的のために活用する場合に限り、取崩しを行うこと

ができます。

公共下水道施設建設基金につきましては、公共下水道施設建設資金のために設置され、当該設置目的のために活用する場合に限り、取崩しを行うことができます。

高額療養費資金貸付基金につきましては、高額療養費の支給を受ける牛久市国民健康保険の被保険者に係る療養費に要する資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置され、療養費に要する資金の貸付けに限り、取崩しを行うことができます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 詳細な御答弁ありがとうございます。

市の運営に際して、様々必要な基金が積み立てられているものと理解しました。

続きましては、それら全ての基金の直近5年間、各年度末での基金残高の推移と傾向を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 基金の推移及び傾向につきましては、普通会計で管理する基金の総額でお答えいたします。

平成30年度は56億8,470万3,000円。令和元年度は47億9,749万5,000円。令和2年度は53億5,277万円。令和3年度は71億1,756万7,000円。令和4年度は82億4,851万8,000円となっており、令和元年度に基金残高が減少に転じましたが、その後は増加傾向となっております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 昨今は増加が続いているとの御答弁だと承知しました。本年度もこれ増加するものと考えますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 令和5年度末の基金残高見込みでございますけれども、確かに若干増加のものが見られます。12月補正後の金額でございますけれども、84億2,695万2,000円となる予定です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 本年度も引き続き増加傾向だということが確認できました。

令和2年から長期間続いたコロナ禍で市民の生活が苦しい中、実質収支が増えたこと、それは果たしてよいことなのかどうかというふうに私は感じております。私には、市民に対してより多くの支援が行える余裕があったのではないかと見えてまいります。市民に一番近い基礎自治体の役割とは何なのでしょうか。もちろん長期的な視点から余裕があるときに少しでも基金を積んでおきたいというお考えは理解できます。一方で、目の前の困っている市民のために積極的に支援をしていく役割と責任が基礎自治体にはあるのではないかと考えます。もちろん何もしてくれなかったとは思っておりません。様々な支援策を行ってきたことだろうとは承知しております。しかし、さらに多くのことができたのではないかと感じております。市民や市内の商工業者に対し、積極的な支援や投資を行えたのではないかと考えます。コロナが落ち着き、需要は回復し

つつありますが、その需要を支える供給体制が維持されていなければなりません。そのような観点からも、様々積み上がっている基金などを活用し、牛久市独自の幅広い支援やアフターコロナを見据えて投資を行うなどの対応が必要ではなかろうかと考えます。増加した実質収支を基金に積み増すだけでなく、百年に一度の危機と言われたパンデミックの渦中においては、大胆に基金を取り崩してでも支出をして市民生活を支えることができたのではないかと考えますが、執行部のお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修 経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 実質収支につきましては、増えたからよい、または悪いといった判断はしてございません。これまでもそうですが、決算を振り返ったときに計画どおりに執行できたのか、最少のコストでかつ最大の効果による市民サービスを提供することができたのが重要であるものと考えてございます。

御質問にありましたとおり、実質収支があるならば、さらに多くの支援ができたのではないかという考えは確かにあると思います。ただ、牛久市の令和4年度決算の状況を見ますと、コロナ禍や原油価格、物価高騰の中で予算がないからといった事業の先送りはせず、各課から要求があった必要な支援策につきましては、全て予算措置をできたものと認識をしております。また、この考え、令和5年度におきましてもこの考えにつきましては変わることはないものと思っております。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大 議員。

○12番 出澤 大 議員 ここで一つ確認させてください。10月の定例会での私の一般質問において、財政調整基金は今後控えている公共施設の老朽化対策のためにも必要だと御答弁があったものと認識しておりますが、この認識に誤りはありませんでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修 経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 今後控えております公共施設の老朽化対策のためにも財政調整基金が必要との認識に誤りがないかという御質問でございますけれども、公共施設等総合管理基金というものがまずありまして、そちらの基金につきましては公共施設の更新等に必要な経費に使用することはできますが、新築、または建て替えに関しては使用することはできません。議員の御質問のとおり、公共施設の老朽化対策のためには、財政調整基金の確保につきましては必要なものと認識をしております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大 議員。

○12番 出澤 大 議員 今御答弁にもありました、牛久市公共施設等総合管理基金について確認させてください。牛久市公共施設等総合管理基金条例の第1条によると、公共施設等の計画的な保全及び更新等に必要な経費並びに災害により公共施設等に生じた経費の財源に充てるため、牛久市公共施設等総合管理基金を設置するとあります。ということは、今後予定される公共施設等の老朽化や建て替えなどに備えるための基金であると理解しました。公共施設等の計画的な保全及び更新等について、一義的には、牛久市公共施設等総合管理基金において対応すべきであり、

財政調整基金は幅広く利用できる基金との認識ですが、執行部の認識を改めて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 公共施設等総合管理基金でございますけれども、議員おっしゃるとおり、公共施設の更新費用等に活用する場合に限り利用することを考えてございまして、今後、その公共施設等の更新まだまだございますので、それに向けて積立て、または取崩しを行って実施してまいりたいと考えてございます。また、財政調整基金、そのとおりで幅広く使える基金でございますので、ただ先ほど申し上げたとおり公共施設の新築とか、例えば建て替え、そちらにつきましては公共施設等総合管理基金使えませんので、財政調整基金を活用しながらそれも進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 それでは、最初の質問で挙げていただいた様々な基金、これは基金の状況は県内の他市町村と比べてどのような状態と認識しているかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 基金の状況を比較する一つの手法といたしまして積立金残高比率がでございます。

これは基金残高を標準財政規模で除した比率でございまして、令和4年度決算における本市の積立金残高比率は48.9%と、令和2年度以降、基金残高が増加しているものの、県内におきましては27位となっております、基金残高が多い状況とはなってございません。

また、令和4年度決算における県内市町村の積立金の現在高は、記録の残る2000年度以降最大となっております、頻発・激甚化する自然災害や所有する施設の老朽化対策などに備え、各市町村が基金を増やす傾向にあると新聞報道がなされました。

これまで、市民サービスの低下につながらないことを第一義に考え、基金を活用しながら当初予算及び補正予算を編成してまいりましたが、今後におきましても基金の積立て及び取崩しのバランスを考慮し、単年度収支の状況や各種指標を勘案しながら基金の活用を図ってまいりたいと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 基金については、積立てと取崩しのバランスを考慮するという御答弁を繰り返しいただいていると思いますが、それは市民のために必要な支援、成長に資する投資を行った上でのバランスであるべきだと考えております。執行部の皆さんにも同様な認識をお持ちいただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしく申し上げます。

基金につきまして、そのような認識の下に基づいた質問を今後も指摘してまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、大枠の2つ目。市債についての質問になります。

まず、市債とはどのようなものと捉えているのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 市債につきましては、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、履行が一会計年度を超えて行われるものであり、原則として建設事業費の財源を調達する場合など、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ発行することができることとなっております。

また、例外といたしまして、地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために発行される臨時財政対策債などがございますが、いずれの市債につきましても市の借金として捉えてございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 なぜこのようなことを伺ったかと申しますと、先日の議会報告会では、市民の方から牛久は借金が300億円もあるが破綻しないのかというような御意見を頂戴したからです。市民目線からすれば、それは当然のことかと思えます。300億円という数字は市民感覚からすればそんなに多いのかと思うことだと思います。一方で、市債とは毎年の財政負担を平準化するということや、現在の市民と将来の市民との負担を公平にするという機能も有するものと考えます。執行部のお考えを改めて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 市債につきましては、議員御指摘のとおり、将来における市民負担の公平性を見据え、計画的に事業の執行を行いながら借入れを行わなければならないものと考えており、今後における償還推計や市債に関する各種指標を勘案しながら市債の適正管理に努めなければならないものと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 それでは、直近5年間の各年度末の市債残高の推移とその傾向を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 本市の普通会計における市債残高の推移につきましては、平成30年度が319億3,018万9,000円。令和元年度が328億7,786万1,000円、令和2年度が330億2,742万8,000円、令和3年度が331億152万1,000円、令和4年度が316億6,830万3,000円となっております。

また、市債の傾向といたしましては、令和4年度決算におきまして市債残高が約14億円減少したことは、財政の健全化が図れているものと認識してございます。

しかしながら、今後の国の税収等の状況によって、臨時財政対策債の増加も懸念されることから、公債費の動向と併せまして注視してまいりたいと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 令和4年度は、若干減少したとの御答弁いただきました。しかしながら、市民の皆様の中には多額な借金があるとしか映っておりません。ただ数字の羅列としての情報発信ではなく、今のような、より丁寧な説明の必要性を感じます。

次に、市債について3番目の質問です。県内の他市町村と比べてどのような状態であるか認識

を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 市債の状況を比較する一つの指標といたしまして、実質公債費比率がございまして、この指標は、簡単に申し上げますと、市の借金返済額の収入に対する比率となりまして、本市の令和4年度決算における実質公債費比率は2.6%と県内で3番目に低い数値となっております。

また、地方債残高の標準財政規模に対する割合となる地方債現在高比率につきましては、150.9%と県内で18番目に低い数値となっております。

これらの指標、また、先ほど申し上げました地方債残高が減少していることから、他市町村と比較いたしましても深刻な財政危機には至っていない状況と考えておりますが、今後におきましても市債の発行に当たりましては、地方交付税の基準財政需要額に算入される事業債を念頭に置くとともに、毎年度の借入額の平準化を図りながら、市債の適正管理に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ただいま御答弁いただいたように、牛久市の市債残高については、私も危機的な状況ではないとの認識です。先ほど市債残高は令和4年には減ったとの御答弁がありました。平成30年から令和4年の5年間で減債基金も4億2,500万円ほど積み増しするものと思います。加えて、県内10番目に人口の多い本市の令和3年の純市債残高では、県内で17番目で決して高くなく、人口1人当たり直せば県内44市町村中、37番目とかなり低い水準となります。これは起債と償還のバランスをうまくコントロールしてきた結果と考えますが、執行部の受け止めを改めて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 公債費の状況でございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり牛久市の状況を見ますと、実質公債比率を見てみますと2.6%と県内で3番目に低い数字となっております。様々な市を見てもまだまだ低い状況でございます。ただ、先ほど申し上げましたが、国の税収等の状況によっては臨時財政対策債の金額が、今年度は約2億円と低い数字でございますけれども、2年前を見てみますと10億円を超える臨時財政対策債の借入れがありましたので、今後におきましても国の状況を見ながら市債の適正管理に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 10月の定例会でも申し上げましたように、臨時財政については私もちょっとまだ分からないことだらけですので、そこについてはまた勉強をさせていただいて質問させていただければと思います。

御答弁いただいたような情報は、市民の皆さんに向けて丁寧な情報発信を行うよう要望して、次の質問に移ります。

次に大きな3番目。牛久市公共施設等総合管理計画について伺います。

牛久市公共施設等総合管理計画によると、今後40年間の公共施設の更新費用の推計が出されていますが、これは現在ある全ての公共施設を維持するという前提に立った推計なのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 牛久市公共施設等総合管理計画は、人口減少、高齢化の進行等による、社会・人口構造の変化に伴う公共施設等の利用需要の変化に備え、公共施設等を取り巻く現状分析と将来予測により、公共施設等の状況を把握し、適正な供給量や配置を検討することが全国的な課題となり、平成26年4月に総務省が全国の地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう示されました。それを受け、本市におきましては、平成29年3月に公共施設等の総合的かつ計画的な維持を目的に策定しております。

また、公共施設等総合管理計画では、本市が市町村合併を行っていないことから、公共施設の種類ごとに重複して余剰となっているものはなく、計画策定時点とはなりますが、公共施設の統廃合の方針がなかったため全ての施設を維持しつつ、量やコストの見直しを図ることを前提に策定しております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 前回の定例会での私の一般質問において、令和4年は実質収支やその他の理由により13億円を財政基金に積み増したとの御答弁がありました。また、先日の予算委員会における補正予算についての質疑において、実質収支の2分の1以上となる9億円のうち、財政調整基金に4億円を積み増し、残高見込みは37億5,747万6,000円となり、5億円を公共施設等総合管理基金に積み立て、残高見込みは21億1,699万5,000円となったとの御答弁がありました。

そこで伺います。令和元年からこれまで各年度、財政調整基金と公共施設等総合管理基金に幾ら積み立てられたのか、またその間に積み立てた総額もお示してください。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 令和元年度から4年度までの決算の状況でお答えいたします。

財政調整基金につきましては、令和元年度が4億946万2,158円、令和2年度が5億483万7,200円、令和3年度が4億2,762万1,554円、令和4年度が5億2,080万3,350円を積み立て、4年間の総額で18億6,272万4,262円を積み立ててございますが、この間、一方で8億4,660万6,000円を取り崩してございます。

公共施設等総合管理基金につきましては、これ令和2年度からの基金再編でできた基金でございますので、令和2年度が2億5,775円、令和3年度が9億6,470円、令和4年度が9億1万円を積み立ててございまして、3年間の総額で20億2万2,240円を積み立ててございますが、この間、3億2,407万5,000円を取り崩してございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。

次に、公共施設の将来の更新の見通しを図る上で重要な人口推計について伺ってまいります。

牛久市人口ビジョンによると、人口の増加は平成47年でピークを迎えるものの、その後は8万5,000人程度で推移し、2060年の総人口を2015年の同水準の約8万4,000人を目指しておりますとあります。牛久市公共施設等総合管理計画は、この牛久市人口ビジョンのこの推計に基づいて作成されているものと思います。

私は6月定例会での一般質問において、牛久市の人口は平成29年12月末の8万5,255人をピークに人口減は既に始まっており、本年4月末の人口は8万4,105人と約5年半で1,150人も減ってしまっていて、この間の減少率は1.35%だと申し上げました。基本的な対策がなされなければ人口減少のスピードは増していきます。仮に直近5年のペースで減っていくとしても、2060年には人口7万人を割り込むところまで見えてしまいます。

ここで次の質問です。

計画の中に明記されている人口推計については、2023年現在においても既に現実との乖離が見られるとの認識ですが、執行部の受け止めを伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 公共施設等総合管理計画における人口推計では、平成27年度に策定された牛久市人口ビジョンの数値が用いられております。

人口ビジョンでは、令和2年度末の人口を8万5,286人としておりますが、実際の令和2年度末の住民基本台帳人口では8万4,696人と、推計よりも590人少なくなっており、このような状況から市といたしましても、人口の見通しには乖離が生じているものと考えております。

現在、同計画の改訂作業を進めておりますが、人口推計には本年中に公表予定であります、国立社会保障・人口問題研究所の令和2年国勢調査に基づいた日本の地域別将来推計人口を用いることとしております。

最新の人口推計を用いることにより、歳入歳出面における財政シミュレーションが、より現状に合ったものとはなりますが、あわせて今後の公共施設の維持管理に充てられる費用や個別の維持管理の方針の見直しも必要となるものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今、新たに人口推計を出していただいているものと承知しましたが、平成27年に出された人口推計としても、やはり若干見積りが甘いのではないかという疑問を持たざるを得ません。現実を厳しく認識し、速やかに検討判断を行い、施策に反映されることを期待し、牛久市公共施設等総合管理計画について3番目の質問に入ります。

牛久市公共施設等総合管理計画での質問の1と2でお示しいただいた公共施設の更新に対するお考えとベースである人口推計から算出されたであろう今後40年間で720億円が必要だとされる更新費用のうち、どのくらいの金額を牛久市公共施設等総合管理基金として積み立てようとお考えなのか、目標金額があれば伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画におきましては、公共施設の更新費用として令和8年度までは毎年18億円を、令和9年度以降は毎年13.5億円を想定しております。

具体的に本市の施設の状況を申し上げますと、中央生涯学習センターの2期、3期工事、下根中学校、総合福祉センター、奥野生涯学習センター、三日月橋生涯学習センターや牛久運動公園体育館など、長寿命化改修が進んでいない状況であり、それらの事業費の全てを公共施設等総合管理基金で賄おうとは考えておりませんが、長寿命化債を借り入れる場合には、事業費の10%または25%の一般財源が必要となります。

公共施設の長寿命化を進める上で必要な一般財源につきましては、公共施設等総合管理基金で確保したいと考えてはおりますが、今後の市債の状況等によっては借入額を少なくし、基金を取り崩して進める場合も想定しなければならないものと考えております。

したがいまして、現在、公共施設等総合管理基金の積立額の目標は定めてはおりませんが、今後の公共施設の更新状況を見据えながら積立てを行い、全ての基金の積立てと取崩しのバランスを考慮しながら基金の適正管理に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 沼田市長、丁寧な御答弁ありがとうございます。

執行部におかれまして、このような丁寧な説明を市民の皆様に向けて繰り返ししていただけるようお願い申し上げます。

次に、大枠4番目の質問に移ります。

事業の見直しや取捨選択、優先順位、また財源の裏づけなどあらゆる状況を想定し、中途半端に無駄な選択をするのではなく、何が大切かを見極めると沼津市長は所信にて表明されておられました。それらを分かりやすく可視化するために必要だと思われる事務事業評価制度について、執行はどのようにお考えなのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 本市では、事務事業評価制度の導入は行っておりませんが、現時点におきましても総合計画をはじめとする各種計画により、指標を設定して事業の進行管理を行い、さらには年度ごとの事業を行った結果を踏まえながら次年度事業の立案を行っており、予算要求時におきまして、各部等において事業継続性を含め評価を行い、要求を行っていることから、各種事業の評価を行いながら市政運営を行っているものと認識しております。

今後におきましても、行政事務の大半は継続的な事業とはなりますが、厳しい財政事情の中におきまして、より効果的に事業への投資が可能となるよう、それぞれの事業の評価を行いながら継続性も含め検証してまいります。

また、情報の可視化という点におきましては、これまでも各計画における進行管理や予算・決算の状況など情報を公表しておりますが、引き続き、より分かりやすい方法につきまして検討してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今、御答弁いただきましたように、予算を要求する際に様々見直しながら組み立てているとは存じますが、県内でも既に多くの自治体において導入されており、お隣のつくば市では15年以上前から導入されております。

また、会計検査院のホームページには、自治体における事業評価制度の多面的という同志社大学法学部教授の真山達志さんの論文が掲載されており、その中では次のように述べられています。「厳しい財政事情のもとで進められている行財政改革の中で、事務事業の見直しが避けて通れない課題となっている。ところが事務事業の見直しは、総論賛成・各論反対になるとの典型例でもある。そこで合理的かつ説得力ある見直しの論議をするためには、事業の効果ないし有効性などを具体的に示していく必要が生じる。その手段であり、論議の有用な資料を提供するのが事業評価であることは疑いがない。実際、事業評価の導入に当たっては、事業の見直しに資することが強調されることが多い」とあります。

また、全国に先駆けて全事務事業について評価を加えるシステムを制度化した三重県では、「行政で働く一人一人の職員が、1、生活者起点の発想に立つ発想を持つ。2、手段中心の発想ではなく、目的志向になる。3、成果意識、コスト意識を持つ。4、結果重視の発想になる。5、行政の仕組みを変えようという意識を持つことを目指しており、それにより具体的には住民の地域社会における変化に目を向けることになる」とあります。

事務事業評価制度の導入によって行政のPDCAサイクルが可視化され、常に事務改善や効率化を意識していくことにもなります。また、市民への説明責任を果たすとともに、市民と行政が情報を共有し、市政の透明化を図ることにもつながり得る、非常に重要な制度であると考えます。

地方公共団体は民間企業のように利益を追求する団体ではなく、ただ導入すればよいということとは考えておりませんが、市民に情報公開を行うことにより、前述したような効果が見込めるものと考えますが、再度執行部の認識を伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 行政と市民が協力し合うという点につきましては、本市の総合計画におきましても、市民共創を政策分野の一つにし、「みんなの創意工夫で未来をつくるまち」という将来像を掲げておりますことから、市民の皆様とともにまちづくりを進めていくことは、当然ながら必要なものと認識しております。

事業評価につきましては、これまでも各種計画の委員会などに市民代表としての参画を得て、事業の進行管理について、ともに議論しているという状況もございますので、現状の把握、課題の整理などを行いまして、今後、情報の可視化も含め最善の方法が取れるよう努めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 我々議会も市民に開かれた議会を目指しておりますし、市政におかれましても、さらに市民の皆様に向けて開かれた市政を目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここまで本市の貯金とも言える基金と借金とも言える市債について、様々質問させていただきました。

次に本市の収入についての質問となります。

本市の税収に占める法人所得税の割合についてはどのような認識かを伺います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 令和4年度の市税の税収は約121億1,500万円となっております。

基幹税目であります個人市民税は約52億4,800万円、市税全体に占める割合は約43.3%、固定資産税は約49億1,300万円、約40.6%となっております。

御質問にあります法人市民税は約4億3,200万円であり、全体に占める割合が約3.6%という状況であります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今、御答弁いただきましたように、本市の税収に占める法人市民税、法人均等割と法人税割を足した数値は県内44市町村中、41番目となっており、本市の法人税収がいかに少ないかがこれによって分かります。

同僚議員の質問により、企業誘致については沼田市長はかなり前向きに取り組まれていることと存じますが、職住近接による社会的意義は小さくありません。東京への一極集中問題、また、昨今重要だとの認識が広まっているライフワークバランスの改善など、子育てしやすい環境にもつながり得るものと考えます。法人税収増ばかりではなく、働く場を市内に確保することとは、牛久市のGDPの増大にも寄与することになります。そういった牛久市内への企業誘致について再度執行部の認識を伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 企業が市内へ進出することは、法人市民税や固定資産税の増収につながるのみならず、雇用の創出、さらには定住人口の増加も期待でき、議員おっしゃるとおりライフワークバランスの改善、子育てしやすい環境にもつながるものと考えております。

今議会において、これまで答弁させていただきましたが、企業誘致は沼田市長が掲げる地域振興施策の柱の一つでございます。圏央道沿線という地の利を生かすとともに、市町の県とのネットワークを生かし、県とのつながりをより強化して、また、進出を希望する企業に牛久市を選んでいただけるような補助制度を検討するなど、企業誘致に向けた取組を進めてまいりたいと考えます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 同僚議員への答弁にもありましたように、沼田市長のトップセールスに期待していますので、ぜひともお願いします。我々も頑張りましょう。

10月の定例会に引き続いて基金について、また今回の一般質問では市債についてや、税収についてなど、財政について広く質問をさせていただきました。なぜなら、日本の人口減少のスピードは速度を増しており、それはこの牛久においても対岸の火事ではないとの危機感を持ってい

るからです。同僚議員の様々な意義ある質問や提案に対して、検討を繰り返すばかりではなく、財源を速やかに確保し政策を前に進めていく過程も周囲に向けて丁寧に情報開示を行っていくよう、重ねて申し上げて私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、12番出澤 大議員の一般質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午前11時53分休憩

午後 1時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第76号及び議案第77号の2件、議員提出議案第7号の1件、意見書案第9号の1件、請願第6号の1件、請願第5号に関する請願者の追加提出がありましたので、サイドボックスに登載いたしました。

なお、請願第6号につきましては、サイドボックスに登載しました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、議案第67号ないし日程第10、議案第75号の9件、日程第11、意見書案第6号ないし日程第13、意見書案第8号の3件を一括議題といたします。

○

議案第67号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

議案第70号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第71号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

議案第72号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

意見書案第6号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について

意見書案第7号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について

意見書案第8号 イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 これより議案第67号ないし議案第75号の9件及び意見書案第6号ないし意見書案第8号の3件について、順次質疑を許します。

ここで、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。

質疑発言は明瞭簡潔にその範囲を超えないようお願いいたします。また、答弁に際しましては的確かつ簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願い申し上げます。

初めに、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第67号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第68号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第69号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第69号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第70号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第70号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第71号についての質疑を許します。9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 それでは、議案第71号について質問をいたします。私、予算の委員ではないので、この内容について質問をしたいと思います。

ページで言いますと、25ページであります。

商工費のところですか。0109のシン・いばらきメシに参画するという270万円の補助金の計上があります。一般質問の中でも、こういうお話も出ておりましたが、補助金を交付するということでは何らかのメリット、そしてまた内容について伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 シン・いばらきメシなんですけれども、こちら一般質問の中でも答弁させていただきました。来年度、令和6年度茨城県のほうでグルメイベントを開催するという事で、その牛久市の予選会というところになります。こちらに対して牛久市のグルメを市の代表として、来年度、県のほうで開催される本選のほうに出場するための予選会ということで行うものでありますけれども、これによりまして一般質問の答弁でも申し上げましたとおりなんですけれども、これが新たな市産品、市の名産になるということも十分期待ができるというところでございます。

こちらの効果につきましては、市産品として広く知られるということにその期待というところではあるんですけれども、そうした効果が生み出せる可能性を持っているものと思われま

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうしますと、牛久のグルメをそういう県のイベントに代表として参加をするための費用だということなのですが、参加者のそういう募集ですね、そういうのはどうなのか。どういう枠でやるのか。それともそのほかにも、やはり牛久市内の業者さんたくさん飲食店関係いらっしゃると思うんです。そういう方々にどういう呼びかけをして、その内容をですね、そういうのをやるのか。それとこの270万円の補助金の内訳ですね、それを伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 まず参加する、飲食事業者の方が参加されることになるんですけども、まず商工会を通じまして商工会の加盟の飲食店に周知をする。そのほか、そのほかとか商工会に加盟されていない方も、飲食店の方もおりますので、こちら市のホームページ等を使って広く周知をしてみたいと思っております。

それと、補助金の内訳ということでございます。少々お待ちください。補助金の内訳といたしまして、委託費ですね。これイベントをするための設営の委託におおよそ100万円と企画運営費50万円で、あとは原材料費100万円、あと消耗品費がおおよそ20万円となっております。こちら開催なんですけれども、来年3月10日の商工会青年部で開催をしていますピザフェスタ、こちらとの共同開催というか、タイアップしての開催ということで、牛久シャトーとこのお隣の近隣公園を使っての開催を予定しております。まず設営が100万円、企画運営50万円、原材料費が100万円、消耗品20万円で270万円です。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第71号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第72号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第72号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第73号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第73号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第74号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第74号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第75号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第75号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第76号の1件を議題といたします。



議案第76号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。沼田和利市長。

〔沼田和利市長登壇〕

○沼田和利 市長 現在、上程されております議案に加え、本日、補正予算及び人事案件の2件の追加議案を上程いたします。

まず、補正予算案についてご説明申し上げます。

議案第76号は、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第7号）でありまして、既定の予算額に5億1,390万9,000円を追加し、予算の総額を334億507万6,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳入といたしまして、国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上するものであります。

歳出といたしまして、民生費の社会福祉費は、電力・ガス等の価格高騰対策として、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円を支給するための電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金等を増額計上するものであります。

以上が、補正予算の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第76号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第76号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議員提出議案第7号の1件を議題といたします。



議員提出議案第7号 牛久市太陽光発電の適正な設置及び管理に関する条例について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。5番池辺己実夫議員。

〔5番池辺己実夫議員登壇〕

○5番 池辺己実夫 議員 朗読をもちまして提案理由の説明をさせていただきます。

太陽光発電施設については施設の設置をめぐるトラブルや寿命を過ぎたパネルの廃棄問題等、様々な問題が顕在化しております。そのため、牛久市議会は、令和5年3月太陽光発電設備の設置に関する条例の制定を求める決議をしたところであります。

太陽光発電は、発電の際に二酸化炭素を発生しない地球温暖化防止に役立つクリーンなエネルギー源です。しかしながら昨今、農地や山林に設置する大規模な太陽光発電は、環境問題を引き起こす要因の一つとなっております。

また、住宅周辺の土地に太陽光発電を設置した場合には、パネルにあたって跳ね返った太陽光によって「まぶしい」「暑い」といった近隣トラブルが発生しております。

これらのことを踏まえると、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関し、必要な事項を定める必要があります。

そのため、本条例案を提出するものであります。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第7号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議員提出議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、日程16、意見書案第9号の1件を議題といたします。



意見書案第9号 運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。10番大森和夫議員。

〔10番大森和夫議員登壇〕

○10番 大森和夫 議員 意見書案第9号、読んで提案理由に代えます。

運転士不足解消のための財政支援を求める意見書（案）。

関東鉄道（本社茨城県土浦市）は12月20日から、つくば市など茨城県内8市町を運行する路線バスを平日で8.5%減、土日祝日で6.1%減便すると発表した。背景には、全国の路線バス事業を取り巻くバス運転士の人材不足がある。

大きな原因は、過酷な労働条件（賃金・労働時間）にあるが、2024年問題（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準【改善基準告示】改正）により、人材不足がより深刻になっている。

各自治体は赤字路線のため廃止や減便された民間バス路線を補完する形でバス会社に委託してコミュニティバスを運営してきたが、バス運転士不足は自治体にも広がり減便される事態になっている。憲法で保障されている移動の権利が脅かされており、民間バス会社の努力で改善されるような問題ではなく国としての支援が求められている。

政府において、早急に運転士の待遇改善も含めバス会社と自治体への財政支援を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第9号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第2、議案第67号ないし日程第14、議案第76号の10件、日程第10号、議員提出議案第7号の1件、日程第11、意見書案第6号ないし日程第16、意見書案第9号の4件については、会議規則第37条第1項の規定により、サイドブックス搭載の付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

令和5年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務企画常任委員会

議案第67号 牛久市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

意見書案第8号 イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書の提出について

意見書案第9号 運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出について

◎教育文化常任委員会

議案第69号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

◎保健福祉常任委員会

議案第70号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

意見書案第6号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について

◎環境建設常任委員会

議員提出議案第7号 牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について

意見書案第7号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について

◎予算常任委員会

- 議案第71号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
議案第72号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第73号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第74号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第75号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第76号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

○諸橋太一郎 議長 つきましては、受託案件を審査終了の上、来る15日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いをいたします。

次に、日程第17、議案第77号の1件を議題といたします。

—————○—————

議案第77号 牛久市教育長の任命について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。沼田和利市長。

〔沼田和利市長登壇〕

○沼田和利 市長 議案第77号は、牛久市教育長の任命についてであります。

本件は、前教育長の退任に伴い、後任に川村始子氏を任命しようとするものであります。

川村氏は、識見、人格ともに優れた方であり、牛久市の教育行政を担う適任者であると確信し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、今回の任命による川村氏の任期は、令和7年9月30日までとなります。

なにとぞ御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第77号についての質疑を許します。16番伊藤裕一議員。

〔16番伊藤裕一議員登壇〕

○16番 伊藤裕一 議員 議案第77号に関して3点質問をいたします。

第1に、候補者におかれましては、学び合いをはじめとした本市の教育政策を継続するお考えはあるのか、新たな取組を考えていらっしゃるのか、把握されているお考えがあれば伺います。

第2に、市長は、さきの会派代表質問で、学び合いの継続について明確に答弁する立場にないと述べられました。市長は民意を得ている立場であります。教育政策は教育長をはじめ教育委員会に一任をするのか、市長と協議をしながら進めるのか、市長と教育委員会の関係性についてのお考えを伺います。

第3に、候補者は現職の県職員でいらっしゃることから、引継ぎ等のため本日の上程となり、

会派代表質問や一般質問を通じ、所見を拝聴する機会がありませんでした。率直に申し上げ、議員のみならず市民まで、お考えをいまだ十分に知ることがない状態にあります。教育委員会との打合せも望まれるところでもあります。就任されましたならば、様々な機会を捉え、積極的に市民並びに議会への各種説明、そして教育委員会との早急な打合せを行う考えはあるか伺いたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 答弁を求めます。沼田和利市長。

○沼田和利 市長 2番目の質問についてお答えいたします。

一般質問でもお答えしましたとおり、その学び合いを続けていくか否かといったことについては教育委員会と検討していきますといった旨の答弁をさせていただきましたので、そのとおりでございます。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 3番目の質問についてお答えいたします。

就任されましたら市民や議会への説明の機会を設けていただきたいというお話でございますが、こちらについては就任後、教育長と相談して決定していきたいと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員、1番目の質問と2番目の質問は、市長答弁の中に入っているということです。伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 かしこまりました。

それでは、学び合いに関しては、いまだ方向性は決まっていないものの、今後、教育委員会並びに同意されましたら、新教育長と検討の上進めていくということでよろしいのかどうか確認をしたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 もちろん教育委員会というものが存在しているわけでございますから、もちろんそこで方向性を決めるといったのは当たり前のお話だと認識しております。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第77号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第77号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番伊藤裕一議員。

〔16番伊藤裕一議員登壇〕

○16番 伊藤裕一 議員 議案第77号に賛成の立場から討論をいたします。

先ほどの議案質疑でお伺いいたしましたとおり、今後の教育政策並びに学び合いにつきましては、教育委員会にて、また、市長とも相談の上、検討していきたいと答弁をいただきました。

学び合いは10年以上にわたり積み重ねてきて実績も上がっている取組であり、学習指導要領のアクティブラーニングにもつながるものであります。さらに、文科省が視察にも訪れるなど、本市が先進的な取組を行っているコミュニティ・スクールを進める上で、子供も大人も学び合い、育ち合う教育体制が望まれており、学び合いは欠かせない取組です。学び合いによって、様々な家庭環境があったとしても、学校では子供たちが健やかに暮らせるよう努力してきた経緯もございます。教職員の対応の大変さなど、学び合いに対する様々な意見は承知していますが、それらの意見に対応し、新しい取組を取り入れつつも、牛久市の教育環境をさらに充実させるため、大枠としては学び合いを維持する方向で検討いただくことを望み、本議案に賛成をいたします。

そして、平成27年に新しい教育委員会制度が始まりました。それまで教育委員会が教育委員の中から任命していた教育長を、首長が任命するようになりました。これは教育委員会の政治中立性を維持しながらも、首長との連携強化を図るための改正です。民意を得た存在として、市長におかれましても一定の教育政策の方向性を示し、教育委員会と協議の上、それらの政策を進めていただけるよう付言し、賛成討論とさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第77号についての採決を行います。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

議案第77号、牛久市教育長の任命について、本案はこれに同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第77号はこれに同意することに決定いたしました。

ここで自席にて暫時休憩といたします。

午後1時40分休憩

午後1時43分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで諸般の報告をいたします。

本日より、説明員として地方自治法第121条の規定により、出席した者はサイドブック스에 登載した名簿のとおりであります。

先ほどサイドブック스登載の付託表のとおり常任委員会へ付託いたしましたが、教育長を加えました付託表をサイドブック스에 登載いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第18、休会の件を議題といたします。



休会の件

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。明日8日から14日までの7日間は、委員会審査土日及び議事整理のため休会といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、明日8日から14日までの7日間を休会とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時46分散会